

○特定遊興飲食店営業の許可(第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。)

(第 31 条の 22)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日

令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 4 月 4 日

令和 7 年 6 月 28 日 令和 7 年 11 月 28 日

審査基準

令和 7 年 11 月 28 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第 31 条の 22(第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。)
処分の概要	特定遊興飲食店営業の許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 1 項及び第 2 項(許可の基準)、第 31 条の 23 において準用する第 5 条第 1 項(許可申請の手続) 風営適正化法施行令第 22 条(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準) 風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第 17 条において準用する第 1 条(特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類) 風営適正化施行規則第 1 条(許可申請書の提出)、第 6 条(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第 74 条の 2 において準用する第 6 条の 2(心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者)、第 6 条の 3(許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人)、第 75 条(特定遊興飲食店営業の営業所の技術上の基準)、第 76 条(ホテル等内適合営業所の基準)、第 77 条(特定遊興飲食店営業の許可申請の手続)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	別紙参照
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

備考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和 7 年 11 月 28 日警察庁生活安全局）第 12 及び第 24 を参照すること。
----	---

別紙

[別紙参照]